

“新しい”を共に作りだす



「日本と世界をむすぶ」、一歩先を行く採用のカタチ



建設業界の 外国人採用最新ガイド

PTW ポールトゥウィン株式会社

〒101-0022 東京都千代田区神田練堀町3 AKSビル3F

WEB : <https://www.service.ptw.inc/>

20260716

建設業界で採用できる在留資格

※技能実習と特定技能のみ

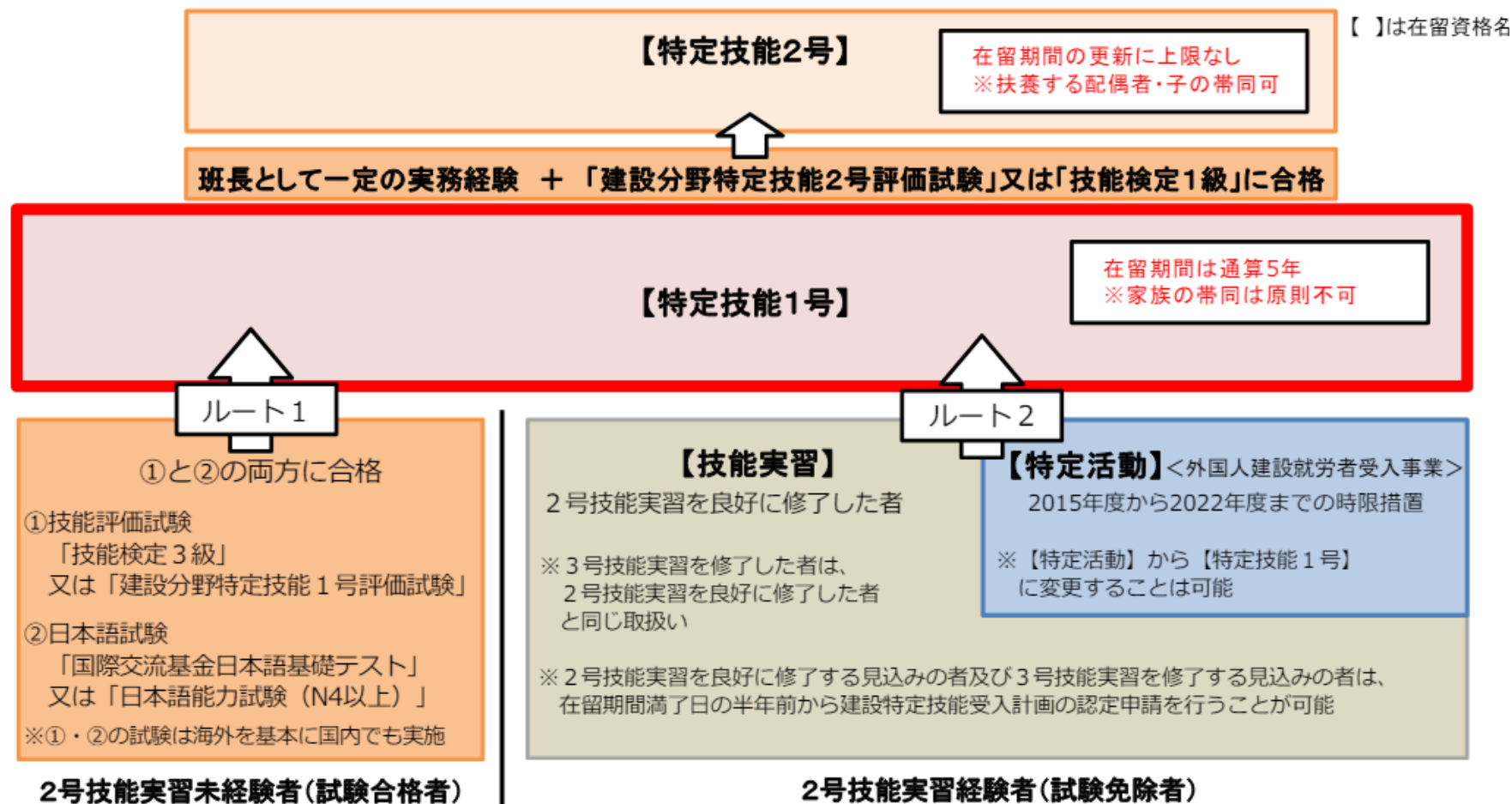
技能実習は、2023年度の閣議決定により「育成就労」という仕組みに変更予定→「特定技能」に近い(人材育成+人材確保)

■技能実習生と特定技能の違い(建設業)

	特定技能	技能実習
設立目的	労働力の確保	技能の移転による国際貢献
受け入れ人数制限	日本人常勤職員と同数まで	常勤職員数に応じて制限あり
残業時間の制限	36協定の範囲内(日本人と同等)	原則として月45時間以内
転職可否	可能	不可
書類手続き	入管への申請手続きおよび国交省への計画申請 受け入れ後の備付け帳簿は少ない	入管への申請手続きおよび国交省への計画申請 受け入れ後の備付け帳簿も煩雑
家族の帯同	特定技能1号(5年間)不可だが、 特定技能2号(1号終了)になると可能	不可
採用方法	海外または国内(経験者)	海外のみ

技能実習～特定技能のキャリアパス

- 特定技能 1 号となるには、試験合格ルートと技能実習等からの切替ルートの 2 パターン存在。
- 特定技能 2 号は、在留期間の更新上限がなく、家族帯同も可能な在留資格であり、班長として一定の実務経験等が必要。



特定技能制度の概要

■特定技能とは

2019年～技能実習生制度に置き換わる人材確保のための新しい在留資格として、深刻化する人手不足に対応するため、人材確保が困難な状況にある産業の16業種において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れていくために創設された在留資格

特定技能人材・採用におけるポイント

- ✓ 元技能実習生など、国内在住の転職者を採用することが可能です
- ✓ 学歴や職歴に関係なく、特定技能の試験に合格した方の受入OK

■特定技能の特徴

項目	内容
語学レベル要件	N4またはJFT-Basic合格(N4相当) ※技能実習生2号の終了者は除外の特例あり
雇用形態	1年ごとの契約。派遣は認められず、直接雇用のみ(フルタイム勤務)
対象となる業種	2024年11月の閣議決定で4業種追加、12→16業種へ(正式な導入時期は未定)
任せられる業務	上記業種における該当業務を担当
異動・転職	同法人内での事業者間の異動は可能、転職も可能(転職時にはビザは要再申請)
在留可能年数	特定技能1号＝最大5年、家族滞在は不可 ※特定技能2号は家族滞在も可能となる

建設の技能実習生から特定技能への移行

■業務区分の整理 ～建設関係の技能実習職種を含む建設業に係る全ての作業を新区分に分類～

旧業務区分（19区分）

建築板金	内装仕上げ	表装
建築大工	コンクリート圧送	
型枠施工	建設機械施工	
鉄筋施工	トンネル推進工	
とび	土工	
屋根ふき	電気通信	
左官	鉄筋継手	
配管	吹付ウレタン断熱	
保温保冷	海洋土木工	

+

その他建設業に係る全ての作業

例：電気工事、塗装、防水施工 等

1.土木区分

例：コンクリート圧送 とび
建設機械施工 塗装 等



2.建築区分

例：建築大工 鉄筋施工 とび 屋根ふき
左官 内装仕上げ 塗装 防水施工 等



3.ライフライン・設備区分

例：配管 保温保冷 電気通信 電気工事 等



- ・令和4年8月30日付の制度見直しにより移行方法が簡素化
- ・技能実習生の土木、建築、ライフライン・設備の三区分へ
左の技能実習の業務・作業からの移行が可能

※[建築業許可⇔特定技能建設の対比表](#)

業務区分と従事できる工事業の考え方

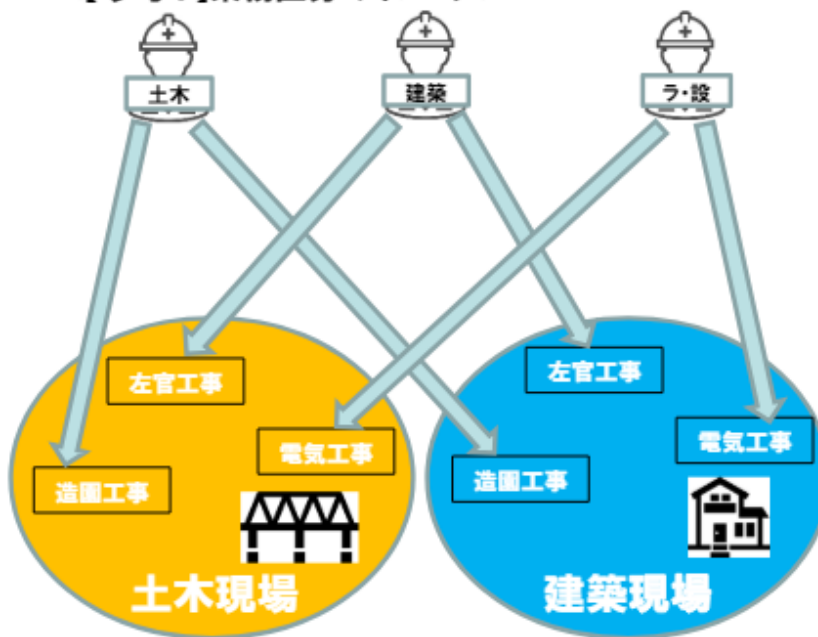
①在留資格上の業務区分は、**作業の性質をもとにした分類**であり、**作業現場の種類による分類ではない**。
従事する作業については、現場を問わず実施可能。【参考1】

②各在留資格で実施できる工事の範囲は【参考2】のとおり。

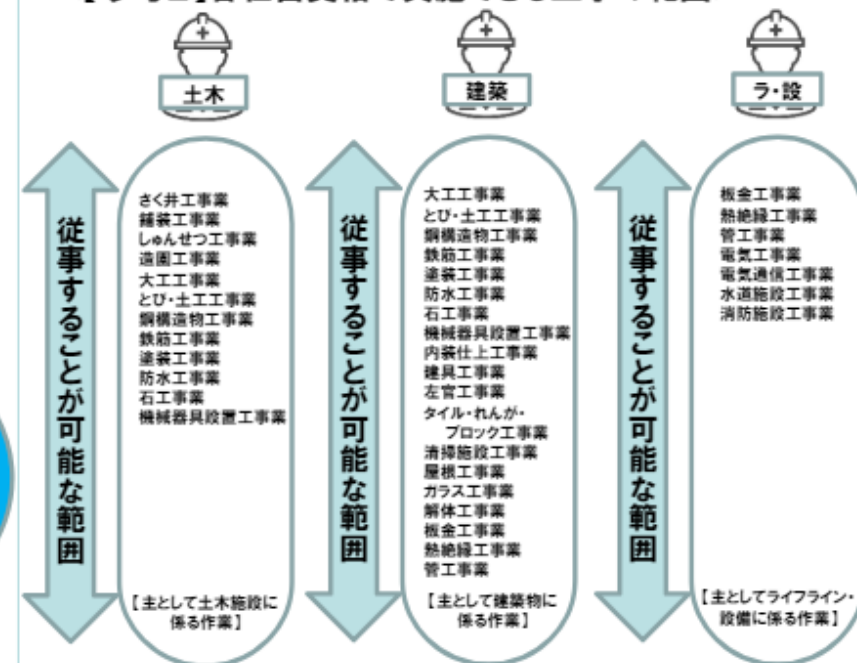
したがって、認定を受けた在留資格に含まれる工事であれば、現場の種類を問わず、従事することが可能。

※実際に従事させる場合には、雇用契約上、業務範囲を明確にし、同等の技能を有する日本人と同等以上の報酬となるよう留意が必要。

<【参考1】業務区分のイメージ>



<【参考2】各在留資格で実施できる工事の範囲>



特定技能建設の受入機関になるには

○受入機関の業種共通の条件(適切な雇用契約、外国人の支援体制・適切な計画等)のほか、国土交通大臣が定める特定技能所属機関(受入企業)の基準あり

→それに基づいた**受入計画を策定し、国土交通大臣による審査・認定**を受ける

○受入計画の認定基準

- ①受入企業は**建設業法第3条の許可**を受けていること
- ②受入企業及び1号特定技能外国人の**建設キャリアアップシステム**への登録
- ③**特定技能外国人受入事業実施法人(JAC)への加入**及び行動規範の遵守
- ④同一技能同一賃金、安定的な賃金支払い(月給制)、技能習熟に応じた昇給
- ⑤賃金等の契約上の重要事項(賃金、業務内容等)の書面での事前説明(外国人が十分に理解できる言語)
- ⑥1号特定技能外国人に対し、受入れ後、国土交通大臣が指定する**講習または研修を受講**させること
- ⑦国又は適正就労監理機関(FITS)による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ 等

※特に国交大臣向けの受入計画の策定、JAC加盟に費用がかかります

特定技能建設の在留資格取得方法

○建築業界の上乗せ規制＝国交大臣の受入計画の審査
→在留資格の審査と同時並行で進行できます

○建設分野における「特定技能1号」の在留資格の取得方法

以下の2ルートのうちいずれかにより、「特定技能1号」の在留資格を得ることが可能。

- ①技能実習2号を良好に修了（又は技能実習3号を修了）
- ②以下の試験の両方に合格
 - (a)技能評価試験：「技能検定3級」又は「建設分野特定技能1号評価試験」
 - (b)日本語試験：「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」

